

～ 請 願 ～

市民から提出された次の請願 1 件を採択しました。

※請願の一部を抜粋して掲載しています。

○持続可能な住環境を実現するための条例及び規定の在り方に関する請願

「持続可能な住環境を実現するための、条例と規定の在り方」を、住民目線に立った行政運営や条例並びに手順について、改めて広く関係住民を巻き込んだ認識の共有を図っていただきたく、以下に、「住民目線で課題と考えるものを列記」しますので、早急な認識共有の下、「持続可能な住環境への道筋の協議を切に、願います」ものです。よって、下記の事項を請願します。

記

- 1 吹田市都市計画マスタープランにある、「戸建て専用住宅を中心とした地域における地区計画制度や建築協定制度を有効化」することが、「地域に目的を持った健全な開発が行われる」と思うが、市議会もこれへの取組を強く推進していただきたい。
- 2 今後、小型化、多店舗化傾向にある葬儀場は、「現行の用途地域制の限界」もあり、これを補完するため、「葬儀場建設に対する事前相談、許認可申請等の審査に対し、厳格な審査判断と情報公開」を要請します。
- 3 将来像を持った立地計画の情報開示は、住民との共生のみならず、住環境の維持管理に大きく影響するため、これを明らかにする協議プロセスに、積極的に行政が関わっていただきたい。(特に、設計計画と管理運営における、狭あい地域での交通問題は大きいと考えます。)

請願書や陳情書の提出について

市民の皆さんは、市政に対する要望や意見を文書にして、いつでも市議会に提出することができます。

請願書(請願を紹介する 1 名以上の市議会議員の署名または記名押印が必要)が議会に提出されると、委員会に付託して慎重に審査します。本会議で最終的に採択(取り上げるべき)と決定した場合は、市長に送付し、市長からは次の定例会に請願の処理の経過および結果が報告されます。

また、陳情書は、その写しを全議員に速やかに配付し、内容の周知を図っています。

書式例

(表紙 ※陳情書の場合は不要)	(内容)
<p>〇〇〇に関する請願</p> <p>紹介議員</p> <p>(議員氏名)〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇に関する請願(陳情)</p> <p>吹田市議会議員 〇〇〇〇宛</p> <p>〇年〇月〇日</p> <p>請願者(陳情者)</p> <p>住所</p> <p>氏名 署名 又は 記名押印 (住所、人)</p> <p>《請願(陳情)の趣旨、理由》</p> <p>_____ 下記の 事項を請願(陳情)します。</p> <p>記</p> <p>1 _____ 2 _____</p>



教えて！議会のこと

「意見書・決議」

「意見書」とは、地方自治法第99条に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、国会(衆議院および参議院)や関係行政庁に対し、地方公共団体の機関としての議会の意思を意見としてまとめて提出する文書のことです。議員から市会議案として本会議に提出され、審議の結果、可決された場合に国会などに提出します。

「決議」とは、議会が行う事実上の意思形成行為で、議会の意思を対外的に表明するなどの目的で行う議決のことですが、法的な根拠はありません。また、決議の種類の一つである「附帯決議」とは、議案を議決するにあたって、議会の留意事項等の意見として付すものをいいます。

意見書の概要は、16面に掲載しています。

(意見書の詳細な内容は市議会ホームページをご覧ください。)



声の市議会だより、市議会だより点字版を 発行しています

視覚に障がいのある方や、活字を読むのが困難な方にも、十分な情報提供を行うため、市議会だよりの音声版(CD版およびデージー版)や点字版を発行し、希望者に無料で配布しています。

利用を希望される方は、議会事務局(電話06-6384-2663)までご連絡ください。

